

名古屋文化短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 名古屋文化短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法の精神に則り、一般教育及び生活文化に関する専門教育の各部門について、深くその学芸を教授研究し、近代的教養と専門知識、技術を修得した優れた社会人を育成し、もって社会と文化の発展に貢献することを目的とする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科、専攻、学生定員、教育目標など)

第 2 条 本学に生活文化学科第1部を設置し、その中に専攻を置く。
学科、専攻課程及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	総定員
生活文化学科第1部	290名	580名
生活文化専攻	100名	200名
ファッションビジネス専攻	100名	200名
食生活専攻	90名	180名

- 2 学科及び専攻の教育研究の目標は次のとおりとする。
 - 一 生活文化学科第1部においては、現代の生活文化を確立するために必要とされる高度な教養と豊かな情操、優れた感性と人間性を養うと同時に、国際社会で活躍できる広い視野と資質を身につけた人材の育成を目指す。
 - 二 生活文化専攻においては、従来の衣・食・住生活に関する領域に加えて、芸術・健康・美容などの専門的領域の知識・技能を修得し、現代生活の多様化に即した質の高い生活文化を実現できる人材を育成する。
 - 三 ファッションビジネス専攻においては、ファッション業界の要請に応えうる人材の育成を目標とする。幅広い教養と専門的な技能および実務能力を習得し、優れた創造力、企画力、技術力を有する人材を育成する。
 - 四 食生活専攻においては、生活の基盤である食の分野において、家庭人および職業人として現代社会を主導できる人材を育成することを目標とする。国家資格の取得にとどまらず、深い教養と柔軟な感性を持ち、時代の変化に対応した豊かな食文化を実現できる人材を育成する。
- 3 上記の目標を達成するために、学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を別に定める。
- 4 生活文化専攻内に美容師養成施設を設置する。
- 5 食生活専攻内に調理師養成施設及び製菓衛生師養成施設を設置する。
- 6 第2条4項及び5項の施設の運営については、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第 3 条 本学の修業年限は次のとおりとする。
生活文化学科第1部 2年
2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前学期	4月1日から9月20日まで
後学期	9月21日から3月31日まで

(休 業 日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- 一 日 曜 日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 本学の創立記念日 5月1日
 - 四 春季休業日 3月21日から3月31日まで
 - 五 夏季休業日 生活文化学科第1部 8月1日から9月15日まで
 - 六 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は学年の始めとする。但し、場合により学期の始めとすることがある。

(入学の資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 通常の課程以外の課程によって前号に相当する学校教育を修了した者
- 四 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した
在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の
行う大学入学資格検定に合格した者、または高等学校卒業程度認定試験規則
（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業
程度認定試験に合格した者
- 八 その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学
力があると認められた者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金その他所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第12条 願いにより本学を退学した者又は本学を卒業した者が、再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の希望者のうち本学を卒業した者については、入学検定料を免除する。

3 前項の場合、退学前又は卒業前に修得した授業科目及び単位数の全部又は一部を既に修得したものと認めることがある。この認定は、教授会の議を経て学長が決定する。

4 前項の入学を許可された者については、再入学を許可された年次に在学する学生の規定（入学金を除く）を適用する。

5 前項の入学を許可された者の入学金は、免除する。

(転入学)

第13条 本学に転入学を志願する者は、転入学願に入学検定料及び現に在学する大学の在学期間および成績を証明する書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の志願者については選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

4 前項の入学を許可された者については、転入学を許可された年次に在学する学生の規定を適用する。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、その事由を記した保証人連署による退学願を提出の上、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病による退学には退学願に医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により2ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病による休学には、休学願に医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由ある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第18条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第3条2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

- 第19条 本学の設置する学科及び専攻課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、教育課程編成・実施の方針に基づいて、体系的に教育課程を編成する。
- 2 授業科目の種類は、学科共通の教養科目、専攻科目、専攻枠に関係なく履修できる自由選択科目とし、単位数等は別表第1のとおりとする。

(実務に関する科目)

- 第20条 第19条に定めるもののほか実務に関する科目を置くことが出来る。
- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

- 第21条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により計算するものとする。
- 一 講義については15時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習については30時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究、卒業制作等本学が定める特別の授業科目の単位数は、前項の規定にかかわらず、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めるものとする。

(単位の授与)

- 第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。
ただし、第21条第2項の授業科目については、本学の定める方法によりその成果を評価し単位を与える。

(学習の評価)

- 第23条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したも

のとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第24条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

- 第27条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表第1に定めるところの卒業要件単位数を取得しなければならない。ただし、科目の履修は第19条により定められた教育課程履修表に従って行うものとする。

(卒業)

- 第28条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与及び取消し)

- 第29条 前条の規定により卒業をした者には、短期大学士の学位を授与する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。
 - 3 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、生活文化学とする。
 - 4 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「名古屋文化短期大学」と付記するものとする。
 - 5 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消すことができる。
 - 6 学長は前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

- 第30条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は別表第3のとおりとする。

(授業料の支払い方法及び納入期)

- 第31条 本学の学生は、履修に先立って授業料を納入しなければならない。

- 2 授業料の納入期限は次のいずれかとする。
 - 一 1年次及び2年次を一括に納入する場合
納期 3月27日まで

- 二 1年次及び2年次をそれぞれ学期別に納入する場合

前学期	納 期	3月27日まで
後学期	納 期	9月12日まで
- 三 1年次及び2年次を1単位別に納入する場合

納 期	履修日の前日まで
-----	----------

3 特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の授業料)

第32条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第33条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第34条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第35条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第36条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

第8章 職 員 組 織

(職員組織)

第37条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員を置く。

2 前項のほか、副学長、講師、副手、技術職員、業務職員等を置くことができる。

3 職員の職務は学校教育法（平成26年法律第88号）の定めるところによる。

第9章 教 授 会

(教授会)

第38条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第39条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(そ の 他)

第40条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 本学において単位を取得する目的で一または複数の科目の履修を志願する者（以下

科目等履修生という)があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 専攻科

(専攻科の目的)

第43条 本学専攻科は、短期大学において修得した教育の上に、更に深くその学芸を教授研究し、現代社会と生活文化発展に貢献し感性豊かな社会人を育成することを目的とする。

(名称、学生定員、修業年限)

第44条 専攻科の名称及び学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科生活文化専攻	30名	30名
専攻科生活学専攻	60名	120名

- 2 専攻科の修業年限は次のとおりとする。

専攻科生活文化専攻 1年

専攻科生活学専攻 2年

- 3 専攻科の在学年限は次のとおりとする。

専攻科生活文化専攻 2年

専攻科生活学専攻 4年

(入学資格)

第45条 本学専攻科の入学資格は、次のとおりとする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 三 その他短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、教授会の議を経て学長が認めた者

(授業科目及び単位数)

第46条 本学の専攻科において開設する授業科目及び単位数は別表第4のとおりとする。

(修了の認定及び修了証書)

第47条 本学専攻科修了の認定は、次のとおり行う。

- 一 専攻科生活文化専攻に1年以上在学し、別表第4の定めるところにより20単位以上を修得した者には、専攻科生活文化専攻の修了を認定する。
- 二 専攻科生活学専攻に2年以上在学し、別表第4の定めるところにより40単位以上を修得した者には、専攻科生活学専攻の修了を認定する。
- 三 前2号に該当する者については、教授会の議を経て、学長がそれぞれの課程の修了を認定する。

四 学長が修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(検定料、入学金、授業料、施設費の金額)

第48条 本学専攻科の検定料、入学金、授業料、施設費の金額は、別表第5のとおりとする。

(その他)

第49条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は別に定める。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第50条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 公 開 講 座

(公開講座)

第52条 本学は、地域文化の向上に資するため、又はその他必要があると認めるときは、公開講座を行うことができる。

- 2 公開講座の実施に関する事項は、そのつど学長が定める。

第14章 事 務 局

(事務局)

第53条 本学の事務局に教学部、企画部及び入学部を置く。

- 2 事務局・教学部、企画部及び入学部に関して必要な事項は別に定める。

第15章 図 書 館

(図書館)

第54条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関して必要な事項は別に定める。

第16章 厚 生 施 設

(保健室)

第55条 本学に保健室等の施設を置き、学生及び教職員の健康管理を行う。

(みなみやま研修センター)

第56条 本学にみなみやま研修センターを置く。

2 みなみやま研修センターに関する規則は別に定める。

第17章 補 則

(実施細則)

第57条 この規則を実施するために必要な事項は、学長が定める。

(制定及び改廃)

第58条 本学則の制定及び改廃は、教授会の議を経た上、理事会の承認を得て、文部科学大臣に届け出て、これを施行する。

附 則

本学則は平成27年4月1日より施行する。

但し、平成27年3月31日以前に入学した学生については従前の規定を適用する。